

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令(平成29件政令第276号)
規制の名称	(ア)電気通信工事施工管理に係る技術検定の新設(第34条第1項関係) (イ)建築施工管理に係る二級の技術検定の学科試験の種別の廃止(第34条第3項関係)
規制の区分	規制緩和
担当部局	国土交通省不動産・建設経済局建設業課
評価実施時期	令和5年1月6日
事前評価時の想定との比較	(ア)について 事前評価時点(平成29年10月)では、情報通信分野での著しい技術の進歩やネットワークの複雑化を背景に、電気通信工事の完成高が今後も増加し、施工管理についても高度な知識・技術等が一層求められていく状況であった。電気通信工事の施工管理をつかさどる監理技術者の数が今後も減少を続けた場合にあっては、電気通信工事に係る技術者の不足が懸念され、建設業法の目的である「建設工事の適正な施工の確保」に関し、大いに支障をきたすおそれがあったところ、事前評価後から現在まで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。 (イ)について 事前評価時点では、建設業は他産業を上回る高齢化が進むなど、将来にわたって担い手を育成・確保していくことが最も重要な課題となっていたところ、事前評価後から現在まで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	(ア)について 事前評価時点において想定していた遵守費用である受検手数料は、第一次検定(学科試験)、第二次検定(実地試験)ともに、一級は13,000円、二級は6,500円であったが、現時点においても同様の金額である。 (イ)について 事前評価時点において想定されていた遵守費用は特になく、現時点においてもその想定と乖離はない。
(行政費用)	(ア)について 電気通信工事施工管理に係る技術検定については指定試験機関が実施しており、技術検定に係る行政費用については、事前評価時と乖離はない。具体的な費用の額については定量的に把握することは困難であるが、増加した事務は既存の体制で実施しているところであり、発生した行政費用は軽微であったと考えられる。 (イ)について 本規制緩和による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(効果)	(ア)について 電気通信施工管理に係る技術検定が開始された令和元年度から令和3年度までの3年間に於いて、検定の合格によって監理技術者の要件を満たすこととなる一級第二次検定の合格者数は約8千人(受検者数は1.9万人)であった。 電気通信工事施工管理に係る監理技術者資格者証保有者数は、技術検定が開始された令和元年度までは一貫して減少を続けていたところ、開始以降は一転して増加する傾向にあることから、監理技術者の増加に効果があったと考えられる。 (イ)について 平成29年度において二級の建築施工管理に係る二級第一次検定のみを受検した18歳以下の受検者数は約5千人であったところ、令和3年度において受検者数は約7千人であったことから、若年層の受検者数の増加に効果があったと考えられる。
(便益(金銭価値化))	(ア)について 本規制緩和の効果について、金銭価値化することは困難である。 (イ)について 高校在学中に二級第一次検定に合格した者が入社後に別の検定種別を受検する必要が生じた場合において、再度第一次検定より受検し直していたために生じていた受検手数料1人あたり5,400円の遵守費用が削減されたと考えられ、令和3年度に於いては約7千人が第一次検定のみを受検しており、同年度の遵守費用の削減効果は最大で約4千万円であったと考えられる。 約7千人(受検者数)×5,400円(第一次検定の受検手数料)= 約4千万円
(副次的な影響及び波及的な影響)	(ア)及び(イ)について、副次的な影響及び波及的な影響は、特段見受けられなかった

考察	(ア)について 上記のとおり、電気通信工事の建設工事の適正かつ円滑な施工に効果があると考えられることから、引き続き、継続することが妥当である。 (イ)について 上記のとおり、若年層の受検者数の増加に効果があると考えられることから、引き続き、継続することが妥当である。
備考	